



# 特許ニュース

令和2年 10月 16日 (金)  
(2020年)

No. 15275 1部377円 (税込み)

## 発行所

一般財團法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

## 特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1ヵ年61,560円 6ヵ月32,400円  
(税込み・配送料実費)本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

- ☆著作権の譲渡契約及びライセンス契約と  
当然対抗制度 (下) ..... (1)

## 著作権の譲渡契約及びライセンス契約と 当然対抗制度 (下)

高樹町法律事務所

弁護士 桑野 雄一郎

### 4 当然対抗制度における著作権譲渡契約の 実務 (1)

当然対抗制度が導入された以上、今後著作権譲渡契約により著作権譲渡を受けても、

- ① 改正前も含めて譲渡契約 당시에既に設定されていた利用権
- ② 譲渡契約後、譲渡についての登録をする前に設定される利用権

に対抗されてしまうことになる。利用権を対抗されてしまうだけで、自己の取得した著作権に基づいて自ら、あるいは第三者をして著作物を利用させる行為が制約を受けるわけではないが、利用権の対抗を受ける範囲では、著作権の本質である一定の利用行為を「専有する」つまり独占的排他的に利用することができる権限は制約を受けることになる。

そこで、これを避けるためには、著作権譲渡契約

### SUN-GROUP

企業経営や事業に貢献する  
グローバルな知財戦略のプロ集団

サン・グループ 会長 藤本 昇

サン・グループ 代表 藤本 周一

機械・意匠・知財紛争  
訴訟・鑑定・契約

特許業務法人 藤本パートナーズ

所長 弁理士 藤本 昇

【URL】 [www.sun-group.co.jp](http://www.sun-group.co.jp)

【大阪】 〒542-0081  
大阪市中央区南船場1-15-14  
堺筋福島ビル2階  
(総合受付5階)

【東京】 〒102-0093  
東京都千代田区平河町1-1-8  
麹町市原ビル3階

副所長 弁理士 中谷 寛昭 (化学)

副所長 弁理士 野村 慎一 (意匠・国際)

弁理士 小山 雄一(特許・国際)

弁理士 久米 哲史(化学・国際) 弁理士 藤本 賢佑(機械・制御)

弁理士 北田 明(機械・制御)

弁理士 山本 裕(化学・薬学) 弁理士 池田 隆寛(化学・国際)

弁理士 白井里央子(商標・不競法・著作権・国際)

弁理士 北村 七重(意匠・国際) 中国弁理士 展 鑑(機械・国際)

弁理士 田中 成幸(商標・不競法)

弁理士 道慶 一豊(化学) 弁理士 横田 香澄(東京オフィス所長・化学)

弁理士 大川 博之(機械・制御)

弁理士 大西 陽子(意匠) 弁理士 横山美奈子(東京オフィス・化学)

弁理士 石井 隆明(意匠)

弁理士 川崎 達哉(機械・制御)

【大阪】TEL-06-6271-7908 FAX-06-6271-7910 【東京】TEL-03-3237-3998 FAX-03-3237-3997 【E-mail】info@sun-group.co.jp

株式会社ネッツ

内外外国の知財情報の調査・パテントマップ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一

【大阪】TEL-06-6261-2990 FAX-06-6261-2993

取締役 田村 勝宏 取締役 川原 丈夫

【東京】TEL-03-3237-4390 FAX-03-3237-4391

【E-mail】nets@sun-group.co.jp

株式会社パトラ

知財教育・PBS・外国法務

リーダー 【大阪】TEL-06-6271-2383 FAX-06-6271-7910

高橋 香央里 【東京】TEL-03-3237-3998 FAX-03-3237-3997

【E-mail】patra@sun-group.co.jp

において、契約時に既に設定されている利用権及び契約後に設定される利用権への対応策をとっておくことが必要となる。

#### (1) (改正前も含めて) 譲渡契約時に既に設定されていた利用権への対応

著作権譲渡を受けたところ、(改正前も含めて)契約時に既に譲受人に対抗できる利用権が設定されていた場合の譲受人の救済については、平成29年法律第45号による改正民法においては、移転した権利が契約の内容に適合しない場合についての契約不適合責任(民法565条)として規定されており、譲受人は履行の追完請求(同法562条)、代金減額請求(同法563条)、契約の解除(同法541,542条)、損害賠償請求(同法415条)をすることが可能とされている。追完請求は設定した利用権を解除しなければ履行することができないので現実的ではなく、利用権を対抗されることの損失を代金減額請求によって救済できるとは考えられないとからすると、基本的には契約を解除した上で損害賠償請求をすることになる可能性が最も高いと考えられる。

このような民法上の救済は得られるが、契約上も譲受人の権利として明確に定めておくことが望ましいであろう。具体的には、表明保証条項の中に、

- 1 本件著作物について著作権法63条2項の規定により利用することができる権利が存在しないこと。
- 2 本件著作権を譲渡することについて、第三者との間の契約等に基づく制限が存在しないこと。

といった規定を設けておき、これに違反した場合に催告を要せず直ちに契約を解除できる旨と共に損害賠償義務についても定めておくことが考えられる。

一般的には、既に利用権を設定している著作権者がそれについて開示しないまま著作権を譲渡するということは考え難いが、実務上は著作権に関する利用許諾が口頭で行われる等により、著作権者自身が利用許諾をしたという認識が希薄な場

合も少なくないこと、著作権の保護期間が死後70年という長期にわたることから(著作権法51条1項)、被相続人が生前利用権を設定したことを知らずに相続人によって著作権譲渡が行われる場合も考えられることからすると、かかる事態が現実に生じる可能性は想定しておく必要がある。また、著作権の譲渡を受ける際に、当然対抗制度の適用のある利用権の有無について十分な確認をすることが必要であることは言うまでもない。

#### (2) 譲渡契約後に設定される利用権への対応

譲渡契約後に設定される利用権については、設定された時期が著作権譲渡についての登録を備える前であれば当然対抗制度により対抗されてしまう。通常実施権について当然対抗制度が導入されている特許権については、登録が特許権譲渡の効力要件であるから(特許法98条1項1号)、譲渡後登録前に利用権(通常実施権)が設定されたという事態は生じないので、これは著作権についてだけ生じる問題ということになる。

この場合、著作権譲渡の時点では利用権は設定されていないので、上述の契約不適合責任に関する民法の規定は適用がない。もっとも、著作権を譲渡したにもかかわらず譲受人に対抗できるような利用権を設定するのは契約上の義務に違反すると考えられるので、譲受人は譲渡人に對し債務不履行責任責任(民法415条1項)を追及することは可能であるが、この点についても契約上は明記しておくことが望ましいであろう。すなわち、「譲渡人は本件著作物について著作権法63条2項の規定により利用することができる権利を設定してはならない。」といった義務を明記しておくことが望ましいといえる。

もっとも、この場合も譲受人としては損害賠償による救済しか受けられない。そして、著作権譲渡をしながら利用権を設定した譲渡人が背信的であるのは事実であるが、その一方でかかる事態は(前述の譲渡契約前に利用権が設定されていた場合とは異なり)利用権が設定される前に譲渡人において著作権譲渡についての登録さえ備えれば阻止することが可能であったわけである。その意味では譲渡の登録手続を懈怠した譲受人にも落ち度

があるとの反論がなされ、請求できる賠償額が過失相殺等により減額される可能性も否定できないであろう。

こう考えると、譲受人としては、著作権譲渡を受けた場合に速やかに登録手続を行うか、少なくとも利用権の設定という背信的な行為が行われる可能性を察知した時点で直ちに登録手続を行うことができるような状態にしておくことが実務上は必要になると考えられる。

そこで以下では著作権譲渡の登録手続について述べた上で、具体的にどのような対応が考えられるかを検討することとする。

## 5 当然対抗制度における著作権譲渡契約の実務 (2)

### ～登録制度との関係

#### (1) 著作権譲渡の登録手続

著作権譲渡の登録の手続については、本誌においても以前紹介をしたが<sup>1</sup>、著作権法施行規則7条以下及び著作権法施行令15条以下に規定されており、原則として登録権利者（譲受人）と登録義務者（譲渡人）による共同申請とされており（著作権法施行令16条）、例外的に①登録義務者（譲渡人）の承諾書がある場合（同17条）及び②判決による場合（同18条）には登録権利者（譲受人）が単独で登録手続を行うことができるとされている。

著作権の譲受人としては、著作権譲渡契約を受けた上で速やかに登録手続を行うのであれば、契約書と同時に登録申請書も共同で作成することが考えられる。しかし、直ちには登録手続をせず、利用権の設定という背信的な行為が行われる可能性を察知した時点で直ちに（しかもかかる状況では著作権譲渡人による共同申請への協力には期待できない以上単独で）登録手続を行うことができるとするような状態にしておく場合には、上記の例外規定に基づき、契約書締結時に承諾書を作成しておくことが必須であろう。実際には、契約書とは別に承諾書を作成することの煩雑さは否めないので、本誌でも以前紹介したように、著作権譲渡契約書の中に、

甲（譲渡人）は、乙（譲受人）が本件著作権譲渡についての登録をすることを希望する場合、その申請を乙が単独で行うことを承諾する。

という規定を設けておくことが考えられる<sup>2</sup>。

#### (2) 著作権者が死亡した場合の登録手続

このように承諾書を作成しておく、あるいは承諾書に代わる文言を著作権譲渡契約書に盛り込んでおくことは、著作権者が死亡した後に登録手続を行う場合の煩雑さを回避するためにも極めて有用である。

というのも、不動産譲渡における移転登記においては、譲渡人が不動産を譲渡した後に死亡した場合、相続人全員が譲渡人の登記義務を承継し、譲受人と共同で、譲渡人と譲受人の移転登記の申請をすることを要するとされているからである<sup>3</sup>。登記義務は、相続人全員に不可分的に帰属するので、相続人間で遺産分割協議をし、その1人に承継させることはできないからというのがその理由である。

この法理は著作権譲渡における登録義務についても同様に考えられるので、著作権譲渡人が死亡した場合は、著作権譲渡の登録をするためにはその相続人全員と共同で登録手続をしなければならないということになる。仮に判決による登録（著作権法施行令18条）をしようとすれば、相続人全員を被告として提訴しなければならないわけである。

著作権の保護期間が著作者の死後70年と極めて長くなり（著作権法51条2項）、相続関係も複雑化する可能性があることを考えると、相続人の一部に連絡先が不明な者がいる場合、あるいは移転登録そのものに非協力的な者がいる場合も当然考えられるところである。

さらに、民法改正に伴い、令和元年7月1日以降に行われる、法定相続分を超える相続による著作権等の移転については、登録しなければ第三者に対抗することができないこととされた。例えば、配偶者と子がいる著作権者が死亡した場合において、配偶者と子の間で著作権を子が相続すること

になった場合、子は法定相続分（1／2）を超える部分の取得について第三者に対抗するためには登録を備えることを要することになったわけである。著作権の譲受人としては、著作権のうち、子の法定相続分を超える部分については、先に登録を備えた方が確定的な権利者になるという対抗関係ということになる。相続についての登録は相続人で行うことができ、遺産分割協議が成立している以上この登録手続にはさほどの困難は伴わないであろうから、子が先に登録を備えてしまう可能性は極めて高いと考えられる。そして、相続についてかかる登録が行われた場合、少なくとも法定相続分を超える部分については子が確定的な権利者ということになるから、著作権の譲受人としては譲受人としての権利を主張できるのは法定相続分の範囲に限られる、つまり子との著作権の共有という主張しかできないことになる。

著作権の共有の場合は共有者全員の合意に基づかなければ著作権行使はできないので（著作権法65条2項）、相続人である子が正当な理由なく合意の成立を妨げた（同3項）と認められる場合でない限り、子の合意がない限り著作権行使することはできない。従って著作権の行使は著しく制約を受けることになる。

このように、著作権譲渡人が死亡した場合のことを考えると、今後の著作権譲渡契約においては速やかに単独で登録手続ができるように備えておくことが必須であるといえる。

## 6 当然対抗制度におけるライセンス契約の実務

### (1) 契約書作成の必要性

当然対抗制度により利用権者は第三者に対して利用権を対抗することが可能となったが、前述のようにそれは第三者が取得した権利について登録等の対抗要件を備える前に利用権の設定を受けた場合に限られる。訴訟手続的には著作権譲渡の登録等の対抗要件を備えた第三者から著作権等の権利主張を受けた場合に、登録等の対抗要件が供えられる前に利用権の設定を受けたという事実を抗弁として主張立証することが必要ということになる。従って、今後利用権の設定を受ける場合には、

利用権の設定を受けた時期について明確に主張立証できるようにすることが必要ということになる。

また、利用権を対抗できるといつても、利用権者は「許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる」（著作権法63条2項）に過ぎないのであるから、自己の著作物の利用が「許諾に係る利用方法及び条件の範囲内」であることを主張立証できるようにすることも必要である。

このように、利用権の設定について、その時期と共に「許諾に係る利用方法及び条件」を主張立証するための証拠を残すことを考えると、今後の利用権の設定は、口頭ではなく、書面による必要性が極めて高いといえるであろう。また、契約書の日付については、契約書上に記載された契約日の記載も証拠にはなるが、より確実な方法は契約書に確定日付を得ることである。利用権の設定後、著作物の利用や対価（ロイヤリティ）の支払などの契約の履行が直ちに行われる場合は、契約書上の日付に加えてかかる事実を間接事実として主張立証することで契約締結時期の主張立証も可能となるが、利用権の設定から契約の履行まで時間を要する場合などにはそのような間接事実による立証も困難であるから、確定日付を得ておくことも視野に入れておく必要がある<sup>4</sup>。特に、著作権譲渡等が行われたことを察知した場合には、それについて登録がなされるより前に利用権が設定されていたことを立証する必要があるので、速やかに確定日付を得ることが必要になるであろう。

### (2) 著作権の譲渡禁止特約

利用権を設定した場合、著作権者は利用権者に対して「許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる」（著作権法63条2項）権利を妨げてはならないという義務を負うこととなる。

当然対抗制度が導入される以前には、利用権を設定した著作物に関する著作権を譲渡することは、その結果利用権者が譲受人に対抗できくなり、著作物の利用が妨げられることになることからすると、利用権者に対する義務違反、債務不履行ということになる。

しかし、当然対抗制度の導入後は、著作権の譲渡が行われても利用権者が譲受人に対して利用権を対抗できるので、著作物の利用が妨げられることはない。従って、著作権を譲渡することが直ちに利用権者に対する義務違反、債務不履行に該当するかは疑問である<sup>5</sup>。

もっとも、著作権が譲渡された場合、利用許諾に関する契約関係が当然に著作権の譲受人に承継されるわけではない。承継されなかった場合には著作権者としての地位を喪失した者（特にその後著作権譲渡についての登録がなされた場合には確定的に著作権者ではなくなってしまう）との間で利用権の設定に関する契約が存続することになり、利用権が対抗できたとしても法的地位の不安定さは否めない。

そこで、利用許諾に関する契約上、著作権の譲渡を禁止する旨と共に、著作権を譲渡する場合には利用許諾に関する契約上の地位も承継させなければならない旨を定めておくことも必要と考えられる<sup>6</sup>。

## 7 当然対抗制度のその他の契約実務への影響

当然対抗制度の著作権譲渡契約及びライセンス契約に与える影響について述べたが、この当然対抗制度は実務上広く行われている他の契約実務にも大きな影響があると思われる。

### (1) 出版権設定契約への影響

出版業界では、利用権者の地位の不安定さに加えて、単なる出版許諾では第三者に対して差止請求権等の行使ができないという問題点から、著作権法上出版行為について特有の出版権という権利が認められ（第3章）、実務においても単行本の出版に際して出版権設定契約が締結されることが広く行われてきた。

この出版権は出版行為についての権利を「専有する」（著作権法80条1項）、すなわち第三者に対しても行使が可能な独占的排他的な物権的権利であり、利用権を設定した著作権者に対してのみ行使することのできる債権的権利に過ぎない利用権より強固な権利である。

しかし、出版権の設定も登録が対抗要件とされ

ているので（88条1項1号）、出版権の設定を受けながら登録を備えていない状態で仮に著作権が第三者に譲渡された場合には著作権の譲受人と出版権者は対抗関係となり、譲受人が先に登録を備えた場合には出版権者の権利は覆滅することとなる。この場合、著作権の譲受人との関係では出版行為は著作権侵害ということになるので、著作権者からの要求があれば出版権者としては出版行為を停止せざるを得なくなる。本誌で既に紹介したとおり<sup>7</sup>、著作権の登録制度があまり活用されていないのは出版権も同様であること、そして出版権を設定した（旧）著作権者が、著作権の譲渡後に出版権の設定についての登録手続きに協力することは考えにくいことからすると、出版権者としては相当なリスクを負うことになる。

他方、当然対抗制度導入後は、物権的権利である出版権より弱いとされていた債権的権利にすぎない利用権であれば、著作権譲渡の登録前に設定されてさえいれば著作権の譲受人に対抗することができるようになる。もちろん、出版権者とは異なり出版行為を独占できるわけではないが、少なくとも著作権の譲受人から出版行為が著作権侵害であると主張されたとしてもこれを排斥し、出版行為を継続することは可能になるわけである。その意味では、利用権者の法的地位は出版権者よりもより強固なものであるということもできる。

したがって、出版契約に際しては、仮に対抗要件の欠缺により出版権が覆滅した場合にも出版権者の権利は利用権の範囲内で効力を有するようにする条項が検討される必要があるであろう。

なお、出版権の設定を受けても、出版権の設定についての登録をする前に著作権者が第三者に対し利用許諾をした場合には利用権の対抗を受けてしまうという問題もある<sup>8</sup>。この点については著作権譲渡契約において述べたのと同様に、出版権の設定について出版権者が単独で登録手続を行うことができるようにしておくことも必要となるであろう。

### (2) コンテンツ提供を受ける場合の著作権譲渡契約への影響

制作委託先の第三者からコンテンツ提供を受

ける場合などにおいて、従来の契約実務ではとにかく成果物の著作権譲渡を求める例が少なくなく、著作権についての権利意識の高まりとともにこれについて抵抗を示すクリエイターとの間で契約交渉が難航する事例も散見されるようになっていた。利用権者の地位の不安定さを考えると著作権譲渡を求めるにもやむを得ない面があるとは考えられる。しかし、出版契約について上述したのと同様、著作権譲渡を受けても対抗要件としての登録まで備えることがあまり行われていないこと、第三者に著作権が二重譲渡され、登録まで備えられると、譲渡を受けた著作権が消滅してしまうことを考えると、利用権の設定を受ける方が、仮に著作権を二重譲渡されても当然対抗制度により自己の著作物の利用を継続することができるという点で、著作権譲渡を受けた場合よりも強固な地位を取得することができる事になる。ここでも、対抗要件の欠缺により著作権譲渡の効力が覆滅した場合にも利用権の範囲内では効力を有するようにする条項を検討する必要性がある。

#### (3) コンテンツ提供を受ける場合の著作権の持分譲渡契約への影響

制作委託先の第三者からコンテンツ提供を受ける場合において、実務上あまり例は多くはないが、コンテンツ提供元と著作権を共有するという手法が考えられる。この場合も、職務著作（著作権法15条1項）に該当する場合を除き、著作権は創作をしたコンテンツ提供元が原始取得するので、この著作権を共有するためには、コンテンツ提供元から著作権の一部（共有持分）の譲渡を受けることになる。

著作権が共有の場合、持分譲渡は他の共有者の同意が必要であり（著作権法65条1項）、また利用許諾などの著作権の行使についても、他の共有者の合意が必要とされているので（同条2項）、コンテンツ提供を受ける側としては自己に無断でコンテンツ提供元が持分を譲渡したり第三者に利用許諾したりする事態を阻止することが可能になる。他方で自身の著作物の利用については、コンテンツ提供元から包括的な利用についての合意を受けておけば、結果的には著作権の全部譲渡を受

けたのと変わらない状態となる。

このようにして共有している著作権について、コンテンツ提供元が著作権の全てを譲渡した場合、コンテンツ提供元の共有持分の譲渡については、上記のとおり他の共有者の同意が必要であるのに（著作権法65条1項）それがないため無効となるが、コンテンツ提供を受けた側の共有持分については二重譲渡の関係となるから、先に登録を備えた方が確定的権利者ということになる。そして、仮に二重譲渡先が先に登録を備えるとコンテンツ提供を受けた側の共有持分は覆滅し、その結果コンテンツ提供元との著作権の共有関係も解消されることになるから、コンテンツ提供元の共有持分の譲渡についてコンテンツ提供を受ける側の同意も不要となり、著作権は二重譲渡先にすべて移転することになると考えられる。

このようにしてコンテンツ提供を受けた側は著作権の共有持分を喪失することになるが、この場合、上記のとおりコンテンツ提供元から利用について得ていた合意（著作権法65条2項）について、これを当然対抗制度の適用のある利用権と評価できるかという問題が生じることになる。これを肯定すればコンテンツ提供元は当然対抗制度により利用を継続することが可能であるが、否定した場合には当然対抗制度の適用ではなく、著作権譲受人から要求があれば使用を停止しなければならなくなる。

#### (4) 著作権等管理事業者への集中管理への影響

著作権等管理事業法上の著作権等管理事業者のうち、一般社団法人日本音楽著作権協会など、著作権者から著作権の信託譲渡（同法2条1項1号）を受ける例が少なくない。この場合において、著作権者が第三者に対して利用許諾をすると、当然対抗制度の下では著作権等管理事業者が利用許諾を受けた第三者に対して著作権の行使をするためには、対抗要件としての登録を備えることが必要となる。しかし、著作権等管理事業者が著作権の信託譲渡について対抗要件の登録を備えることは一般的には行われていない。

著作権等管理事業者の定める使用料規定（著作権等管理事業法13条1項）の内容が作品の性質

や利用実態と適合しないと判断した著作権者がより低廉な対価で自ら利用許諾をしたところ、著作権等管理事業者がその効力を否定し、使用料規定に従った使用料を請求する事例が従来は存したが、今後はこのような対応が不可能となる。著作権等管理事業者と著作権者の間の管理委託契約約款(同法11条1項)において今後この点に対処するどのような条項が設けられるかが注目される。

## 8 最後に

改正前の利用権者の法的地位の不安定さに問題があったことは事実であり、その意味で当然対抗制度の導入については一定の合理性を認めることはできる。しかし、本稿において述べたとおり、当然対抗制度が著作権譲渡契約及び利用権設定契約(ライセンス契約)の実務に与える影響、さらに本稿ではあまり詳細に検討ができなかったが出版契約の実務に与える影響は極めて大きいにもかかわらず、立法過程ではこの点について十分な検討がなされた痕跡を確認することができなかった。また、各業界の各団体等においても、当然対抗制度を踏まえた契約実務のあり方についての検討結果、契約書ひな形の修正等が公表されている例も確認できていない。

本項で述べたとおり、当然対抗制度は法改正前から設定されていた利用権についても一定の範囲で遡及的に適用されることになっていることからすると、登録制度の活用も含め、今後の契約実務上の対応について検討することが急務と考えられる。他に議論も展開されていない状況で執筆したものではあるが、本稿がその検討の一助となれば幸いである。

すること(さらにこれに基づき登録申請をすること)も検討すべきであろう。

- 3 法務省民事局昭和27年8月23日民甲74号回答
- 4 出版物の映画化などに際しては、映画化についての優先権を与えるいわゆるオプション契約を締結することが一般的に行われている。このオプション契約に基づく優先権が当然対抗制度の適用がある利用権に該当するのかは微妙ではあるが、仮に該当する場合には、オプション契約に基づく対価の支払いはなされるものの、その後は直ちに脚本などの成果物が作成されるわけではないので、確定日付などをておく必要性が高いと考えられる。
- 5 利用権を独占的なものとして設定した場合には、著作権譲渡により譲受人が自らまたは第三者をして著作権を行使して著作物の利用を行うことは独占性に関する契約上の義務違反ということになる。
- 6 利用許諾に関する契約上契約期間の定めがあり、著作権者側に更新拒絶の権限を認めている場合には、著作権譲渡を行った場合には更新拒絶ができない旨の条項を設けておくことも、利用権者の地位の安定性を確保するためには考えられるであろう。
- 7 上記拙稿(注2)(上)本誌15079号2~3頁
- 8 当然対抗制度についての出版業界の反応は、利用権の設定を受ける側の立場としてこれを好意的に受け止めるものが多く、出版権の設定を受けても登録をしなければ利用権の対抗を受けてしまうという問題に対する意識はあまりなかったようである。

—おわり—

[上]は10月15日付掲載

<sup>1</sup> 上記拙稿(注2)(上)本誌15079号4頁

<sup>2</sup> 上記拙稿(注2)(上)本誌15079号7頁。なお、登録制度について十分な理解のない著作権者からは、單独で登録申請するという文言に対し抵抗感が示される可能性もあるので、登録制度の趣旨、新たな権利義務を生ぜしめるものではないことなどの説明を付すと共に、実際に登録をする場合には通知をする旨の条項を設けて抵抗感を払拭することも検討すべきであり、それでもなお抵抗を示される場合は契約締結と同時に登録申請書を作成してあるいは共同の登録申請書を作成

# 特許ニュース

## バックナンバー検索・閲覧サービス

創刊号からの約60年分の特許ニュースをデジタル版で検索・閲覧できます!

どなたでも

## 無料トライアル受付中!!

トライアル受付は、下記 URL、  
メールまたはQRコードから



URL <https://goo.gl/UgGGux>  
メール [tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp](mailto:tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp)

トライアル期間: 2週間

※過去5年分の検索・閲覧となります

\* 135-0004

\* 東京都江東区森下3-12-5

\*

\*

\*

\*

\*

\*

新聞の帯からでも

お申込みできます!

特許ニュースバックナンバー検索・閲覧サービス  
無料トライアルお申込みは下記URLまたはQRコードから  
<https://goo.gl/UgGGux>



### バックナンバー検索・閲覧サービスの特徴

1 3ヶ月までのバックナンバーを  
検索・閲覧可能

2 同時に3名まで閲覧可能

3 アプリで簡単に閲覧

4 多くのバックナンバーの  
保管場所が不要

### 本申込みについて

#### <サービス利用料>

通常 **48,000円 / 年(税別)**



特許ニュースご購読者

**36,000円 / 年(税別)**

#### <お申込み方法>

下記URL、メールまたはQRコードから

URL <https://goo.gl/qJi2yU>

メール [tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp](mailto:tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp)



※当サービスは、請求書またはクレジットカードで  
お支払いいただけます。

お問い合わせは下記 URL、メールまたはQRコードから

<https://goo.gl/wQm8uM>

[tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp](mailto:tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp)

